



# 使用の手引き

雲南市

# 1. はじめに



## 「出雲のみなもと雲南」ロゴマークについて

- ①「出雲のみなもと雲南」ロゴマークは、平成25年度に実施した厚生労働省委託事業「たたらの里山再生雇用創造推進協議会（以下「雇用再生協議会」という。）」における「雇用創造」をめざした、事業者向けの雇用拡大セミナー＝「うんなん出座飲（でざいん）塾」から生まれました。
- ②デザインやロゴマーク考案によって商品に付加価値をつける方法や戦略を学び、増収増益、ひいては、地域経済の浮揚や地域雇用創造をめざすことを目的としたセミナーです。
- ③雇用再生協議会構成メンバーである雲南市農商工連携協議会（会長は雲南市長）の平成25年度総会において第1回「うんなん出座飲塾」を開催（6月）。デザインの理論・実践を通じて、会員の商品や製品を検証し、売れるための改善策の検討方法等について、プロのデザイナーやコピーライターの講演から学んでいただきました。
- ④あわせて、市内一円にセミナー参加者を募集。これに応募いただいた事業者とセミナー講師が参加し、合計7回の塾が開催されました。
- ⑤セミナーの成果品として「出雲のみなもと雲南」のロゴマークが生み出されました。
- ⑥生み出されたロゴマークについては、雇用再生協議会構成メンバーの中心である雲南市が権利取得、ロゴマーク管理を行うこととしました。
- ⑦ロゴマークは、雲南市の農商工連携推進、農業の6次産業化推進をはじめ、さまざまな機会に活用いただく考えです。

## 2. デザインコンセプト



### 「出雲のみなもと雲南」デザインと言葉の意味

- ①出雲神話は、スサノオノミコトが斐伊川のほとり(雲南市木次町)で箸を拾う場面から始まります。ミコトのオロチ退治、孫神オオクニヌシノミコトによる国造りから国譲り、出雲大社造営に至る壮大な物語です。
- ②オロチを退治したスサノオは、愛するクシナダヒメをかたわらに、新居にてわが国初の句を詠みました。

八雲立つ 出雲八重垣妻籠みに 八重垣作る その八重垣を

- ③新居＝宮殿(雲南市大東町「須我神社」)から立ち上る雲は「八雲」と表現され、のちの出雲を象徴する言葉となって今日に受け継がれています。
- ④また、雲はオオクニヌシノミコトが祀られる出雲大社の天井図にも描かれています。
- ⑤もくも湧きいずる雲、そして、滔々とした斐伊川の流れ、いずれも生命の泉、出雲神話の起源にも通ずるがごとし。雲南を象徴する表現として「出雲のみなもと雲南」となりました。
- ⑥「桜」は雲南市の花。「日本さくら名所100選」の斐伊川堤防桜並木をはじめ、ソメイヨシノ、大島桜、河津桜、笹部桜、八重桜、御衣黄など、春になると雲南市には様々な種類の桜が咲き乱れ、大勢の皆様が親しまれています。そのさまはまさに百花繚乱、希望にあふれる雲南市を象徴しています。
- ⑦6枚の花弁は、雲南市合併6町村をイメージするとともに、「4つ葉のクローバー」のように、幸運を引き寄せるメッセージも含まれています。



### 3. 使用にあたって

#### ①ロゴマークの著作権は雲南市にあります。

- 「出雲のみなもと雲南」の著作権は雲南市にあります。使用にあたっては、使用申請が必要となります。(雲南市が使用する場合や報道使用の場合などは、例外となります)

#### ②使用料はかかりません。

- ロゴマークの使用については、「使用承認申請書」の提出をいただき、審査のうえ承認・不承認いずれかを決定します。使用料はかかりません。

#### ③経費負担

- ロゴマークの使用に係る経費は、使用者で負担してください。雲南市は負担しません。

#### ④使用期限は2年とします。

- ロゴマークの使用期限は、2年とします。継続して使用したい場合は、再度申請～承認の手続きが必要となります。



## 4. 使用の手続き

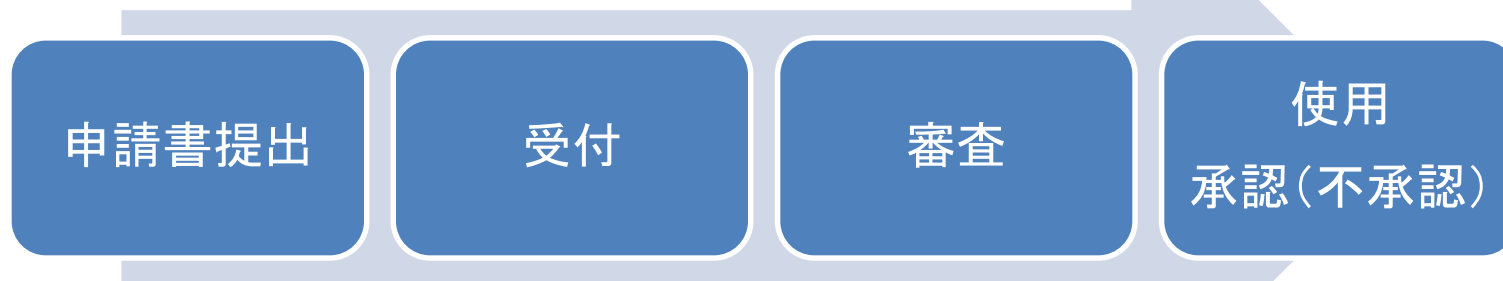
### ①使用承認申請書の提出

- ロゴマークを使用したい場合には、ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を提出してください。

### ②その他、申請書に必要な資料

- 申請者の業務概要、会社概要、既存商品を紹介する資料等があれば添付してください。

## 5. 審査期間



○受付終了後、審査を経て使用承認(不承認)通知書が届くまでに10日程度かかります。

## 6. 守っていただきたいこと



○ロゴマーク使用が承認されたら、次のことを守ってください。

①

- 承認された用途のみに使用すること。

②

- デザインマニュアルに示された形、色を使用すること。応用使用はしないでください。

③

- 商標権、意匠権等の知的財産権の取得はしないでください。

④

- 使用承認の権利は、第三者に譲渡しないでください。

⑤

- ロゴマーク使用後の完成物の写った写真を提出してください。

## 7. 制限事項

○次に該当する場合は、ロゴマークの使用を認めません。



①

- 雲南市外の事業者が使用するもの。

②

- 特定の個人、政治団体、宗教団体を支援するもの。

③

- 法令等に違反するもの。

④

- 不当な利益を得るために使用するもの。

⑤

- その他、市長が不適當であると認めるもの。





## 8. 内容変更の場合

○使用承認を受けた内容を変更したい場合には、「ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)」を提出し、承認・不承認の決定を受けてください。

## 9. 承認の取り消し

○次に該当する場合は、ロゴマーク使用の承認を取り消すとともに、使用に係る完成物の回収を求めます。



①

- 法令や使用規程に違反したとき。

②

- ロゴマーク使用承認に添えた条件に違反したとき。

③

- 偽りその他不正な手段によりロゴマークの使用承認を受けたことが判明したとき。

⑤

- その他、市長が不相当であると認めたととき。

※上記の場合、使用者に生じた損害に対して、雲南市は責任を負いません。



## 10. その他事項

### 調査

- ロゴマークの使用について、状況確認のための調査を行う場合があります。

### 報告

- ロゴマークの使用について、状況確認のために使用者に報告をお願いする場合があります。



## 11. 責任の所在

- ①ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に生じた損害について、雲南市は責任を負いません。
- ②ロゴマーク使用によって問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処いただくものとし、雲南市は一切の責任を負いません。



## 12. お問い合わせ先

○「出雲のみなもと雲南」ロゴマーク使用に係るお問い合わせ先は次のところへお願いします。

○雲南市役所産業振興部産業推進課  
〒699-1334雲南市木次町新市426-7  
TEL0854-40-1052 FAX0854-40-1059